平成２４年（再イ）第５号
神戸市西区井吹台北町２丁目19番地の１1024号
再生債務者　石垣　匡規
1　決議に付する再生計画案　平成24年６月６日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年７月17日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年７月17日まで
平成24年６月13日
神戸地方裁判所明石支部再生係

小規模個人再生による再生計画認可

平成２３年（再イ）第３５６号
愛知県あま市小路２丁目３番地８
再生債務者　柿田　英俊
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年５月11日付け再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月12日
名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生計画不認可

平成２４年（再イ）第５号
奈良市学園朝日元町１丁目1892番地の１
再生債務者　阿部　和昭
1　主文　本件再生計画を認可しない。
2　理由の要旨　平成24年６月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法202条２項２号に定める事由がある。
平成24年６月13日　奈良地方裁判所

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２４年（再イ）第３号
千葉県山武郡大網白里町南横川3125番地160
再生債務者　羽川　和弘
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年６月12日
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（再イ）第１２９号
北九州市小倉北区熊本３丁目13番43号　すずらんハイツ201号
再生債務者　神　亜喜男
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成24年６月12日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（再イ）第５号
さいたま市南区根岸３丁目27番３号206
再生債務者　蒲谷　雅嗣
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年６月13日
さいたま地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による免責決定

平成２４年（モ）第１８号
長野県大町市大町5663番地、認可決定時の住所長野県大町市美麻8046番地
再生債務者　中村　勉
1　主文　再生債務者を免責する。
2　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。
平成24年６月12日　長野地方裁判所松本支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第２号
千葉県木更津市畑沢３丁目１番17号
再生債務者　恒川　基司
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月３日まで
4　一般異議申述期間　平成24年７月17日から平成24年７月31日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（再ロ）第３号
仙台市宮城野区五輪１丁目15番13号
再生債務者　石ケ森直俊
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月10日まで
4　一般異議申述期間　平成24年７月24日から平成24年８月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第１号
仙台市太白区泉崎２丁目16番５―302号
再生債務者　中嶋　隆博
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年５月18日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年７月４日まで
平成24年６月13日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２４年（再ロ）第２１号
大阪府寝屋川市黒原新町11番19号
再生債務者　荒田　一郎
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年５月29日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年７月10日まで
平成24年６月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第１５号
兵庫県姫路市御立中８丁目４番13号
再生債務者　清水　直博
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年５月９日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年７月10日まで
平成24年６月12日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（再ロ）第２号
福岡県福岡市南区大橋３丁目23番36―401号
再生債務者　三角　清丈
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年６月５日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年７月10日まで
平成24年６月12日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（再ロ）第２号
北海道旭川市秋月２条１丁目８番14号
再生債務者　水谷　和美
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年６月８日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年７月11日まで
平成24年６月13日　旭川地方裁判所民事部

平成２３年（再ロ）第１２号
沖縄県糸満市字潮平780番地の３當銘マンションＣ―８
再生債務者　岡村　節夫
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年６月７日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年７月11日まで
平成24年６月13日
那覇地方裁判所民事第３部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第１号
長野県岡谷市幸町７番13号　都野守英美方
再生債務者　田畑　匡介
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月13日　長野地方裁判所諏訪支部

官公告

合併

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年十一月二十一日
掲載頁　五十五頁（号外第二四九号）
平成二十四年六月二十一日
東京都台東区東上野一丁目九番六号
（甲）株式会社Ｋ・Ｋコーポレーション
代表取締役　倉繁　　朱
東京都台東区東上野一丁目九番六号
（乙）株式会社アイ・コーポレーション
代表取締役　小林　靖治